

第2回白馬村事業者負担金検討部会 2.0 会議要旨

開催日：2026. 9. 28

<出席委員> ※敬称略

占部 裕典 弁護士・税理士 弁護士法人 三宅法律事務所

北村 喜宣 上智大学 法学部教授 法科大学院教授

福島 洋次郎 一般社団法人 白馬村観光局 事務局長

松本 喜美人 白馬村議会 産業経済委員会

和田 寛 一般社団法人 HAKUBAVALLEY TOURISM 代表理事

<事務局>

吉田 久夫 白馬村 副村長

山岸 大祐 白馬村役場 観光課長

矢口 浩樹 白馬村役場 観光課 観光商工係長

・白馬村における観光振興に伴う行政経費や地域課題、特に「フリーライダー」問題に対応するための「受益に応じた公平な負担のあり方」について多角的に議論が行われた。第1回の論点整理を踏まえ、不足財源の試算（中期的に年約1.79億円）、自治基本条例制定（事業者の責務明記）の可決を背景に、具体的な制度設計の選択肢が検討された。

・主な議題として、フリーライダーと想定される事業者群（村外事業者、別荘所有者、不動産短期転売事業者等）をどう定義し、負担を求めるかという点が中心となった。その手法として、法定外目的税（土地取引、別荘所有、施設利用等）、分担金・負担金、料金体系の適正化（ゴミ処理等）、任意協力金など5つの制度シナリオを提示し検討が行われた。

・議論では、各制度の法的・実務的な課題（二重課税リスク、徴収実効性、平等原則、総務省同意のハードル）が詳細に検討された。特に、土地取引への課税や別荘所有税は、国税との抵触回避や捕捉の困難さが指摘され、総務省との事前協議の重要性が確認された。また、ゴミ処理費用など、より確度の高い料金改定を先行させるべきとの意見も出された。

・最終的に、次回会合に向けて、各制度案の論点整理、宿泊税要望額の確定、行政サービスの可視化などを進めることとなった。

第1回の振り返りと本会議の目的設定

- ・「なぜ事業者に負担をお願いする必要があるのか」「観光振興の恩恵を受けるのは誰か」「恩恵を受けるが負担していないフリーライダーへの対応」を核心論点

として事務局が再提示した。

- ・ 前回の議論で、山岳観光資源により恩恵を受ける事業者の裾野が広く、一般的な産業分類での線引きが困難であることが共有された点を再確認した。
- ・ 直接的な観光収入を得ながら、法・税制度上十分な負担がない事業者が少なからず存在するという課題認識が委員間の共通理解であった。
- ・ 負担のための財源は何のために必要か、集めた財源を何に使うのかを明確にする必要があると強調し、今期は結論を急がず、来年度以降の本格議論に向けて論点を広く具体化する方針を示した。
- ・ 今期の目標は制度を確定させることではなく、論点を整理することであると確認した。
- ・ 受益者の範囲が広範であるため、産業分類での線引きが難しい。
- ・ 負担の目的や用途が不明確なままでは、制度設計や関係者の同意取得の妨げとなる。

2 自治基本条例の可決と事業者責務

- ・ 9月定例会で自治基本条例が可決され、事業者の役割・責務に関する条項が追加された。条文の趣旨は「行政サービスは村民・他事業者の適正な負担で支えられることを理解し、自らも法令・条例に定めるところに誠実に経費を分担するよう努める」というものである。
- ・ 今後の負担制度設計の規範として、この自治基本条例の条項を前提に議論を進めていく。

3 受益者・フリーライダーの定義と負担を求める手法の検討

- ・ フリーライド問題の核心について、「村外の事業者であっても、水道料金は当然払っていますし、ゴミ料金もしかるべく…払っています。ただこれで村の行政サービスが、実はその料金では賄いきれてなくて、税金から…かなり払っています。そうするとこれは、我々住民側…からすると、彼らはフリーライドしてるじゃないかという議論になる」という意見があり、住民や村内事業者が税金で補填している部分を村外事業者などが無償で享受している構造についての指摘があった。
- ・ 「どのくらいのフリーライドがあるのかあまりよくわからない」という実態把握の不確実性の指摘があった。
- ・ 負担を求める手法として、「協力金」を挙げたが、任意であるため実効性が低いというデメリットが指摘された。
- ・ サービスの対価関係を明確にする手法についての提案に対し、「例えば除雪でいうと、そこの除雪の頻度を落とすとかができるのかとか…サービスの対価としてもらってるっていう関係で作れるんであればクリアですよ」という意見があり、

料金であれば徴収しやすいが、税はサービスの対価ではないため難しいとの見方が示された。

- ・フリーライダー候補となる業種リストを継続的にアップデートしていくことが必要である。
- ・実体経済の裾野が広く、受益の度合いを定量的に評価することが困難である。
- ・フリーライダーの具体的な業種リストがまだ網羅されていない。
- ・負担を求める具体的な手法について、実務的・法的な課題が多く、確立されたものがない。

5 具体的な制度選択肢の検討（法定外目的税、負担金、料金適正化等）

- ・地方自治法 224 条に基づく「分担金」は特定の公共事業の受益者に課すもので、村内に適用できる事業があるか疑問である。また、法律に基づかない条例による強制的な「負担金」はハードルが非常に高い。一方、地域再生法に基づく負担金であれば強制徴収の可能性がある。
- ・事業系ゴミの増加により、昨年度実績で 2,500 万円、今年度で 1,500 万円近い補正予算を一般会計から繰り出している。この補填分がフリーライドにあたる可能性があるとし、料金体系の見直しと独立採算に近づける方法も検討すべきである。
- ・水道は自活、繰入金は全くない状態で独立採算であるためフリーライドの議論からは切り離される。
- ・除雪費用は税負担で賄われているため、税負担の少ない村外事業者などが無償で恩恵を受けている不公平感が大きい。
- ・高難度の法定外税と並行し、ゴミ料金など、短期で効果の出る料金・手数料の見直しも検討する必要がある。
- ・目的・用途が未確定のまま制度類型を絞り込むことにはリスクがある。
- ・法定外目的税は、総務省の同意を得るための合理性・公平性の立証負担、既存税との二重課税の懸念、域外事業者への執行可能性など、ハードルが高い。
- ・負担金・分担金制度も、法的根拠や適用対象の点で制約がある。

6 日帰り客への課税と宿泊税の拡張（観光税化）

- ・日帰り客への課税について、日帰り課金は極めて困難である。白馬村は入口が複数あり、無料駐車場も多いため、宮島や乗鞍のように入口が限定された地域と異なり、徴収コストが見合わない可能性が高い。
- ・日帰り客の受益をどう課税するかという問題に対し、駐車場税などの法定外目的税の可能性に言及しつつも、宿泊税の受益範囲と重複し二重課税の議論になるリスクがある。
- ・日帰り客への直接課税は現状では実務的に困難であるため、事業者（特に村外事業者）への負担を求める検討を優先すべき。

- ・宿泊税を「観光税」などに拡張する案は、二重課税のリスクに配慮しつつ、徴収ポイントの複数化と二重徴収防止の運用をセットで検討する。
- ・日帰り客を捕捉し、公平かつ低コストで徴収する実務的な方法が確立されていない。
- ・宿泊税を拡張する場合、既存の宿泊税との受益関係の整理や、二重課税と見なされないための丁寧な制度設計が必要となる。

7 不動産取引・別荘所有者への課税に関する検討

- ・村外の事業者や個人が不動産を短期転売して利益を得ても、村に税収が十分に還元されない。県の不動産取得税の逆バージョンとして、売却時に課税する「出る時」課税も考えられる。
- ・譲渡所得は国税（所得税等）で課税されるため、法定外目的税とするには「所得課税とは別根拠」「低率」「固定資産税評価をベースとする」など、課税根拠をずらした設計が必要である。また、実効性のない制度は平等原則に反し、総務省の同意も得られないため、鎌倉市の法定外税挫折事例を教訓とすべきである。
- ・海外法人が関与する取引について、日本の国内源泉所得であるため国税としての課税は可能だが、村内に拠点がないと村が課税主体となるのは難しい。取引実態の捕捉が最大の課題である。
- ・国税（所得税）との二重課税・法体系への抵触リスク、平等原則違反のリスクが課題。
- ・相対取引や分割売買による課税逃れの捕捉困難性、村外転出による課税権喪失、闇民泊や海外法人の実態把握の難しさ、「別荘」の定義の困難さが課題。
- ・不動産取引や別荘所有への法定外目的税は、国税・地方税法に抵触しない「隙間」を狙った設計が必要であり、徴収実効性・公平性を担保することが大前提となる。

<別荘所有者への課税>

- ・熱海市の事例を参考に、固定資産税に上乗せする「別荘所有税」のような制度を提案する。これは「闇民泊」問題への抑止効果も期待できる。
- ・別荘所有税導入の検討を以前に行った経過があるが、増収効果が薄く見直された経緯がある。また、簡易宿所の届出をせずに短期営業する事業者が多く、実態把握が困難である。
- ・白馬村は別荘と一般住宅が混在しており、熱海市のように対象区域を特定するのが難しい。

<総務省との協議>

- ・高難度な法定外目的税を検討するにあたり、法抵触リスクを事前に確認するため、総務省の担当者と非公式に協議を進めるべき。

8 事業者負担金の設計と合意形成

- ・負担金の目的を「村外事業者が主対象」「村内事業者の競争条件を守るための適切対処」と説明することが、村内での合意形成を得やすい。
- ・村が「望ましい事業者像」を提示し、遵守する事業者には優遇措置を、非遵守の事業者には高い負担を課すことでフリーライダーを炙り出す仕組みがよいのでは。例として「京都の宿泊・民泊の密告制」のような通報制度がある。
- ・徴収方法について、村外の建設業者など短期参入のケースでは都度徴収が適当であり、ケースバイケースでの対応が必要である。
- ・徴収ポイントを確実に押さえるのが難しく、結果として「まともに村内に存在する事業者」に過度な負担が集中する懸念がある。
- ・強制力のある徴収の実効性をどう担保するか。特に国外法人や短期参入事業者からの徴収は困難が予想される。
- ・優遇・加重措置が、法の下での平等や差別的取扱いにあたらないかの線引きが難しい。
- ・通報制度は、地域社会の信頼関係や観光イメージに悪影響を与えるリスクがある。